

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準

1 趣旨

新潟市建設工事総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）に定めるもののほか、新潟市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し必要な事項を定める。

2 総合評価点の算定方法

総合評価点は、予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、試行要領第11条第2項及び第12条第4項の規定により失格とはならないものについて、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \quad (\text{加算方式})$$

3 価格評価点と技術評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次表のとおりとする。

(単位：点)

| 型 式 | 総合評価点 | 価格評価点 | 技術評価点 | 備 考 |
|-------|----------|-------|----------|-----|
| 特別簡易型 | 99.5,100 | 80 | 19.5, 20 | |
| 簡易型 | 99.5,100 | 70 | 29.5, 30 | |
| 標準型 | 100 | 65 | 35 | |

4 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。(小数点以下第4位四捨五入3位止)

① 入札価格が配点基準価格以上の場合

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$$

② 入札価格が配点基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}}{1 + \left(\frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}} - 1 \right) \times 3}$$

(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、制限内（予定価格以下で、新潟市低入札価格調査実施要領第3条の規程に規定する調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。ただし、該当する最低入札価格がない場合は、調査基準価格をいう。

(3) 無効となった入札参加者の入札価格は、価格評価点算出の対象としない。

5 技術評価点の算定方法

- (1) 技術評価点は、入札参加者が提出した技術資料により、次表の評価項目及び評価基準に基づいて算定した得点の合計とする。

| 型 式 | 評価項目及び評価基準 | 備 考 |
|-------|-----------------|-----|
| 特別簡易型 | 別表 1-1 ～ 別表 1-3 | |
| 簡易型 | 別表 2-1 ～ 別表 2-3 | |
| 標準型 | 別表 3 | |

- (2) 評価項目は、入札参加要件や工事内容等に応じて必須項目に選択項目を組み合わせるものとする。
- (3) 「工事の施工能力」等の評価基準の詳細は、別表 4 のとおりとする。

6 「簡易な施工計画」、「技術提案書」の評価

- (1) 「簡易な施工計画書」及び「技術提案書」の評価は、技術評価委員会の委員の中から委員長が指名した者が行う。
- (2) (1)の評価においては、入札参加者名等を伏せて行なうものとする。
- (3) 「簡易な施工計画」及び「技術提案書」の得点は、評価内容ごとに(1)の委員の評価による得点の平均点を算定（小数点以下第 4 位四捨五入 3 位止）し、その平均点を合計したものとする。

7 特定共同企業体の実績等の評価

- (1) 特定共同企業体（以下「企業体」という。）の構成員としての実績等は、次のとおり取り扱う。
- ① 企業の「工事成績（平均点）」、「同種工事の工事成績」
企業の「工事成績（平均点）」及び「同種工事の工事成績」については、出資比率 20%以上の代表者及び構成員を対象に、企業体での工事成績評定点を評価する。
 - ② 企業の「同種・類似工事の施工実績」、「総合評価方式受注回数」
企業の「同種・類似工事の施工実績」及び「総合評価方式受注回数」については、出資比率にかかわらず企業体の構成員全ての実績を評価の対象とする。
 - ③ 企業の「優良工事表彰等」
企業の「優良工事表彰等」については、出資比率 20%以上の代表者及び構成員を対象に、企業体での優良工事表彰受賞及び工事成績評定点を評価する。
- (2) 企業体の技術者としての実績等は、次のとおり取り扱う。
- ① 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」
配置予定技術者の「同種工事の工事成績」については、出資比率 20%以上の代表者及び構成員を対象に、企業体での工事成績評定点を評価する。

- ② 配置予定技術者の「同種・類似工事の施工実績」
配置予定技術者の「同種・類似工事の施工実績」については、企業体の出資比率にかかわらず企業体の構成員全ての技術者を評価の対象とする。

8 企業体の技術評価点の算定方法

- (1) 企業体の技術評価点は、構成員の出資比率に応じて企業体の構成員全員を評価する。ただし、評価項目のうち配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに地域・社会貢献度の「市内企業の活用」を除く。
- (2) 技術評価点は、評価項目ごとに構成員の点数にその構成員の出資比率を乗じた点数（小数点以下第6位四捨五入5位止）の計（小数点以下第4位四捨五入3位止）を求め、各評価項目の点数を合計（小数点以下第4位四捨五入3位止）して算定する。

9 工事成績評定の減点

- (1) 「簡易な施工計画書」又は「技術提案書」に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \text{ (小数点以下第1位四捨五入整数止)}$$

α : 落札時の「簡易な施工計画書」又は「技術提案書」に係る技術評価点

β : 達成度合いに応じて「簡易な施工計画」又は「技術提案書」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

- (2) 技術資料に記載された「配置予定技術者の能力」が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha \text{ (小数点以下第1位四捨五入整数止)}$$

α : 落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点

γ : 達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

- (3) 「市内企業の活用」の評価基準に示す割合が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \kappa) / \alpha \text{ (小数点以下第1位四捨五入整数止)}$$

α : 落札時の「市内企業の活用」に係る技術評価点

κ : 達成度合いに応じて「市内企業の活用」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

10 試行要領の様式

試行要領の規定による様式は、次のとおりとする。

| 試行要領条項 | 様式名 | 別記様式 | 備考 |
|---------|------------------------|------|----|
| 第6条第2項 | 技術評価点自己評価表 | 1号 | |
| | 簡易な施工計画書 | 2号 | |
| | 技術提案書 | 3号 | |
| 第17条第1項 | 技術資料の提出について | 4号 | |
| 第6条第2項 | 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料 | 5号 | |
| | 地域・社会貢献度等確認資料 | 6号 | |
| | 障がい者雇用チェックシート | 6-1号 | |
| | ボランティア活動による地域貢献の実績 | 6-2号 | |

11 その他

- (1) この基準は、令和6年4月16日以降の入札公告に適用する。
- (2) この基準の施行の日前に改正前の新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準により行った手続その他の行為は、この基準の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。